

請求時におけるサービス提供実績記録票の入力について

1. 趣旨

本市における請求審査時の参考とするため、サービス提供実績記録票の入力で留意していただきたい項目について、「名古屋市独自の取扱い」及び「国の取扱い（一部のみ）」を以下に記載します。

本取扱いは、お使いの請求システムにおいて入力可能な場合にその対応を依頼するものです。入力できないシステムや入力できる事項が予め設定されているシステムをご使用の場合について、対応を求めるものではございません。なお、入力が無い場合や入力されている事項に疑義がある場合について、本市より請求内容についての確認を行う場合があります。

2. 名古屋市独自の取扱い

●外出系サービスにおける控除時間がある場合の実績記録票のシステム入力

一回の外出において控除時間が発生する場合（通院に同行し、待合室や診察時間を控除する場合等）は、備考欄に控除時間を記入するのではなく、サービス提供開始時間から控除時間開始前までと、控除時間終了後からサービス提供終了時間までの2行に分けて入力してください。

例：午前10時～12時までの外出支援のうち、10時半～11時までを控除時間とする場合

選択	No.	提供 通番	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー 資格	サービス提供時間		提供時間数		算定時間数		派遣 人数	前 サ
								開始時間	終了時間	分数	乗降	時間	乗降		
▶	1	1	01日(月)		通院(伴う)		初任者等	10:00	10:30	30				1	
	2	1	01日(月)		通院(伴う)		初任者等	11:00	12:00	60		1.50		1	

●備考欄へのシステム入力が必要なもの

サービス	状況	入力する事項
就労移行支援	移行準備支援体制加算を算定する時	「施設外支援又は施設外就労の時間帯」
	移行準備支援体制加算と食事提供体制加算を同時に算定する場合	(例) 「AM 企業説明会、PM ハローワーク同行」等
就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	令和 5 年 5 月 30 日付「就労移行支援事業、就労継続支援事業の在宅支援における本市の取扱いの変更について」に基づいて、在宅支援を行った場合	「在宅支援」

サービス	状況	入力する事項
共同生活援助	本体報酬の算定が可能な帰省初日（外泊初日）や帰省最終日（外泊最終日）に、実家などの帰省先において、居宅介護を利用する場合	「本体報酬の算定なし」
	体験利用時	「体験利用」
	共同生活住居において個人単位で居宅介護または重度訪問介護を利用した日（「特例」の請求単位となる日）	「居宅利用」 又は 「重度訪問利用」
共同生活援助 宿泊型自立訓練 施設入所支援	（入院時支援特別加算） 実際に入院先に訪問して支援をした日	「支援あり」

3. 国の取扱い（注意喚起が必要な一部のみ抜粋）

特記事項が必要な事項

サービス	状況	入力する事項
共同生活援助 宿泊型自立訓練	（長期入院時支援特別加算） 実際に入院先に訪問して支援をした日	「支援あり」
共同生活援助 就労継続支援 B 型 機能訓練 生活訓練	（ピアサポート実施加算） ピアサポート実施加算が算定される支援を行った日	「ピアサポート」